（未成年者及び成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第八条　［略］

２　法定代理権は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

３　審判官は、前項の規定により法定代理権を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

（代理人）

第九条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面又は電磁的記録により証明しなければならない。

２　審判官は、前項の規定により代理人の権限を証明する書面の画像情報が提出された場合において、必要があると認めるときは、当該書面の原本の提示を求めることができる。

３・４　［略］

５　金融庁長官は、第三項の書面の提出を受けた場合において、法第百八十一条第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

６　［略］

［条を削る。］

［条を削る。］

（用語）

第十二条　［略］

（審判手続開始決定記録のファイルへの記録）

第十三条　法第百七十九条第一項の規定による審判手続開始決定記録（同項に規定する審判手続開始決定記録をいう。次条及び第六十一条第三項において同じ。）のファイル（法第百七十九条第一項に規定するファイルをいう。第六十一条の七第三項及び第四項並びに第六十七条第四項第一号を除き、以下この章において同じ。）への記録は、法第百七十八条第一項の決定後、速やかに行うものとする。

（未成年者及び成年被後見人の審判手続上の行為をする能力等）

第八条　［同上］

２　法定代理権は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

（代理人）

第九条　弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である代理人の権限は、書面で証明しなければならない。

［項を加える。］

２・３　［同上］

４　金融庁長官は、第二項の書面の提出を受けた場合において、法第百八十一条第一項の承認をしたとき、又は承認をしないこととしたときは、その旨を被審人に通知しなければならない。

５　［同上］

（送達場所等の届出）

第十一条の二　送達を受けるべき場所の届出及び送達受取人の届出は、書面でしなければならない。

２　前項の届出は、できる限り、答弁書に記載してしなければならない。

３　送達を受けるべき場所を届け出る書面には、届出場所が就業場所であることその他の被審人又はその代理人と届出場所との関係を明らかにする事項を記載しなければならない。

４　被審人又はその代理人は、送達を受けるべき場所として届け出た場所又は送達受取人として届け出た者を変更する届出をすることができる。

５　第一項及び第三項の規定は、前項に規定する変更の届出について準用する。

（送達）

第十二条　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百六条第二項の規定による補充送達がされたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨を送達を受けた者に通知しなければならない。

２　法第百八十五条の十において準用する民事訴訟法第百七条第一項又は第二項の規定による書留郵便に付する送達をしたときは、審判手続の事務を行う職員は、その旨及び当該書類について書留郵便に付して発送した時に送達があったものとみなされることを送達を受けた者に通知しなければならない。

３　金融庁長官又は審判官は、公示送達があったことを官報又は新聞紙に掲載することができる。外国においてすべき送達については、金融庁長官又は審判官は、官報又は新聞紙への掲載に代えて、公示送達があったことを通知することができる。

（用語）

第十三条　［同上］

［条を加える。］